

大和市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月25日

大和市長 大 木 哲

#### 大和市規則第48号

##### 大和市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

大和市介護保険条例施行規則（平成12年大和市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（保険料の減免）

第4条 市長は、条例第12条第1項第1号に規定する要件に該当する納付義務者に対して、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める保険料を減免する。

- (1) 条例第11条第1項第1号に規定する要件に該当する場合（ただし、納付義務者の属する世帯の前年の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。ただし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。）が6,000,000円を超えるときを除く。） 次の表に掲げる損害の程度に応じ同表に定める減免割合によって算定した、条例第12条第2項本文の規定による申請をした日以後の納期に係る保険料

損害の程度	減免割合
10分の7以上又は住宅の全壊若しくは全焼	10分の10
10分の5以上10分の7未満又は住宅の半壊若しくは半焼	10分の7
10分の3以上10分の5未満又は住宅への床上浸水	10分の5

- (2) 条例第11条第1項第2号、第3号又は第4号に規定する要件に該当する場合 次の掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める保険料

ア 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）のその年の所得見込額（前号に規定する合計所得金額の見込額をいう。以下同じ。）が、前年の合計所得金額に比較して10分の3以上減少し、かつ、減少後の当該世帯の1月当たりの収入見込額が、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158

号)別表第1(第1章 基準生活費の居宅に係る部分に限る。)から別表第3までに規定する基準額を当該世帯に適用して算定した額(以下「生活保護基準額」という。)に満たない場合 条例第12条第2項本文の規定による申請をした日以後の納期に係る保険料(現に賦課されている保険料の額から条例第6条第1号に規定する額の2分の1を差し引いた額を限度とする。)

イ 主たる生計維持者の当該年の所得見込額が、前年の合計所得金額に比較して10分の3以上減少し、かつ、減少後の当該世帯の1月当たりの収入見込額が、生活保護基準額の10分の12に満たない場合 条例第12条第2項本文の規定による申請をした日以後の納期に係る保険料(現に賦課されている保険料の額から条例第6条第1号に規定する額を差し引いた額を限度とする。)

2 市長は、第12条第1項第2号に規定する者のうち、次の各号に掲げる納付義務者を同項第2号に該当するものとして、その区分に応じ、当該各号に定める保険料を減免する。

(1) 次のいずれにも該当する納付義務者 条例第12条第2項本文の規定による申請をした日以後の納期に係るその申請をした日の属する年度の保険料(当該納付義務者に現に賦課されている保険料の額から条例第6条第1号に規定する額の2分の1の額を差し引いた額を限度とする。)

ア その属する世帯の1月当たりの収入見込額が、生活保護基準に満たないこと。

イ 市町村民税を課税される者の扶養を受けていないこと。

ウ 市町村民税を課税される者と生計を一にしていないこと。

エ その属する世帯の構成員の所有する資産(居住用家屋及び一定額の預貯金等を除く。)を活用しても、なお当該世帯の生計を維持することが困難であること。

(2) 法第63条の規定による保険給付の制限を受けている納付義務者 別に定める期間に係る保険料

3 条例第12条第2項ただし書の当該期限までに申請することができないと認められる場合とは、前項第2号の保険給付の制限を受けている場合とする。

附則第2項中「第4条第1項第1号」を「第4条第1項」に改め、附則に次の見出し及び5項を加える。

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少する世帯に係る保険料の減免の特例)

3 第4条第1項及び第3項の規定にかかわらず、主たる生計維持者が、次の各号のいずれかに該当するときは、次項から附則第7項までに定めるところにより減免を行う。

(1) 新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31

号) 附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)により死亡し、又は重篤な傷病を負った場合

(2) 次のア及びイに該当する場合

ア 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の不動産収入(所得税法(昭和40年法律第33号)第26条第2項のその年中の事業所得に係る総収入金額をいう。)、事業収入(同法第27条第2項のその年中の事業所得に係る総収入金額をいう。)、給与収入(同法第28条第2項のその年中の給与等の収入金額をいう。))又は山林収入(同法第32条第3項のその年中の山林所得に係る総収入金額をいう。)(以下「事業収入等」という。)の当該年(この項の規定による減免に係る条例第12条第2項の規定による申請(以下「感染症減免申請」という。)をする日の属する年の1月から12月までをいう。)における収入見込額をそれぞれ前年(感染症減免申請をする日の属する年の前年の1月から12月までをいう。以下同じ。)と比較した場合において、そのいずれかの減少額が前年の当該収入額の10分の3以上となることが見込まれること。この場合において、その減少額の算定方法は、別に定める。

イ 主たる生計維持者の前年の所得(アの規定により算定される減少額が前年の当該収入の10分の3以上となることが見込まれる事業収入等(附則第6項において「減少事業収入等」という。))に係る所得以外のものに限る。)の合計額が4,000,000円以下であること。

4 前項の減免の対象となるのは、令和元年度分及び令和2年度分であつて、かつ、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期に係る保険料(ただし、資格取得日から14日以内に加入手続が行われなかったことにより令和2年1月分以前の保険料の納期限が同年2月1日以降となった場合におけるその同年1月分以前の保険料を除く。以下「対象保険料」という。)とする。この場合において、納期限を過ぎた対象保険料に係る感染症減免申請は、第4条第3項の規定にかかわらず、条例第12条第2項ただし書の当該期限までに申請することができないと認められる場合に該当するものとする。

5 附則第3項の規定により減免する額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、同項各号のいずれにも該当する場合は、第1号に定める額を適用する。

(1) 附則第3項第1号に該当する場合 対象保険料全額

(2) 附則第3項第2号に該当する場合 対象保険料率(当該第1号被保険者の所得の減少額に応じて次項の規定により算定する保険料率をいう。)に、次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める減免割合(ただし、主たる生計維持者が事業等を廃止し、又は失業した場合には

100分の100)を乗じて得た額(その額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げた額)

主たる生計維持者の前年の合計所得金額の区分	減免割合
2,000,000円以下	10分の10
2,000,001円以上	10分の8

6 対象保険料率は、次の式により算定した額とする。

当該第1号被保険者に係る保険料率×(減少事業収入等に係る前年の所得/主たる生計維持者の前年の合計所得金額)

7 感染症減免申請は、附則第3項各号のいずれかに該当することを証する書類を添付してしなければならない。ただし、当該書類により証明すべき事実を市長が現有公簿等により確認できる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大和市介護保険条例施行規則附則第3項から附則第7項までの規定は、改正後の同規則附則第4項に規定する対象保険料について適用する。